

学校保健特別対策事業費補助金（マスク、修学旅行）に係るQ&A_令和2年6月26日現在.xlsx

設問番号	種類	質問概要	質問詳細	回答
1	(1) 感染症対策のためのマスク購入支援事業	マスク購入費用について	新型コロナウイルス感染拡大の第2波、第3波に備え、備蓄用マスクを購入していますが、このような備蓄用消耗品購入費用は対象になるでしょうか。	補助対象としていただいて問題ありません。
2	(1) 感染症対策のためのマスク購入支援事業	フェイスシールド購入費用について	授業実施時に教員が着用するフェイスシールドを購入していますが、予備も含めて購入しています。予備購入費用も対象になるでしょうか。	補助対象としていただいて問題ありません。
3	(3) 修学旅行のキャンセル料等支援事業	出発予定日について	本校では、3月1日から最大5日間の工程（コースによって帰阪日が異なります）を組んでおりましたが、3月2日以降の出発日が判断基準となるのでしょうか。 国内外で感染の拡大がみられ、2月28日付元文科初第1585号の通知の前日（2月27日）に修学旅行の取りやめを決定しておりますが、一部期間が対象期間に含まれていても対象外となりますでしょうか。	本補助金の対象となる修学旅行の期間は、実施要領により、「中止又は延期とした修学旅行の出発予定日が、学校の一斉臨時休校期間中（令和2年3月2日～春季休業の開始日の前日まで）のもの」とされております。よって、旅程全体の一部が当該期間に含まれている場合であっても、出発日予定日が3月1日のケースでは補助対象外となります。
4	(1) 感染症対策のためのマスク購入支援事業	アクリル板（1.5mm厚）の購入は対象となりますか。	食堂・実習室等で対面する生徒の飛沫感染防止のため、テーブル上にアクリル板を購入し設置しましたが、この費用は対象経費となりますか。	補助対象としていただいて問題ありません。
5	(1) 感染症対策のためのマスク購入支援事業	申請校種について	中学校・高等学校で合わせて購入の場合は、いずれかの校種での申請でよいでしょうか？	計画調書の作成にあたっては、同一法人内の中学校と高等学校が同一事業に申請を希望する場合、それぞれの校種ごとに様式を作成することになっております。交付決定に向けての交付申請についても、同様の取扱いを予定しています。
6	(3) 修学旅行のキャンセル料等支援事業	3月1日（日）出発予定だった3泊4日の修学旅行は補助の対象にならないか。（確認です）	3月1日（日）出発予定だった3泊4日の修学旅行は、学校の一斉臨時休校の初日、3月2日より1日出発日が早いので、補助金対象にはならないということですね。5月に延期し、行き先を変えましたが、それもコロナ収束せず、中止。せめて、キャンセル料を何とかならないものかと思い、お尋ねしています。	本補助金の対象となる修学旅行の期間は、実施要領により、「中止又は延期とした修学旅行の出発予定日が、学校の一斉臨時休校期間中（令和2年3月2日～春季休業の開始日の前日まで）のもの」とされております。よって、旅程全体の一部が当該期間に含まれている場合であっても、出発日予定日が3月1日のケースでは補助対象外となります。
7	(1) 感染症対策のためのマスク購入支援事業	経費按分について	消耗品（マスク）を法人で購入し、小中高にて配布した。実施計画書は学校ごとに作成を行うが、経費はどのように按分するのか。	国Q&Aにおいて、「学校設置者が管下の学校分を購入する場合も対象となる」とされています。このように法人部門で一括購入した場合、校種ごとに申請書等を作成するにあたっては、生徒数で按分する等、適宜分けていただければ結構です。
8	(1) 感染症対策のためのマスク購入支援事業	次亜塩素酸水	次亜塩素酸水の購入は補助対象となりますか。	『学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2020.6.16 Ver.2)』の21ページにおいて、「次亜塩素酸水」の利用にあたっては十分な検討が求められています。当該マニュアル等の内容を踏まえ御検討された上で、学校において使用することを判断された場合、補助対象としていただくことは差し支えありません。
9	(1) 感染症対策のためのマスク購入支援事業	消毒液購入時期	補助金目的が学校再開のためのものと読み取れる記載が散見されますが、すでに学校再開は完了しており今後の（これから翌年3月までの）感染拡大防止のための消毒液等補助対象品目の購入は補助対象となりますか。	令和3年3月31日までに購入したものであれば補助対象としていただいて問題ありません。
10	(1) 感染症対策のためのマスク購入支援事業	マスク以外の購入品は補助対象となるのか？	①マスク②ゴム手袋③消毒液④ボトル（消毒液を入れる）⑤キッチンペーパー等。	国Q&Aにおいて、補助対象として考えられるものの例示が挙げられていますが、消毒液を詰めるためのボトル等を購入した場合についても、感染対策の目的で使用するものであれば補助対象としていただいて問題ありません。
11	(1) 感染症対策のためのマスク購入支援事業	領収書について	インターネットで安いものを探して購入し領収書の発行は出来ましたが、各明細書の発行はできません。領収書のみでも補助対象となるのか？	学校においては、その再開に向けて、インターネット販売を通じて安価な商品を購入するケースが多くあります。この場合、総額の領収書のみが発行され、各明細書が作成されない場合があると聞いております。原則は各明細まで確認できるものが必要ですが、総額の領収書しか発行されない等やむを得ない場合にはその総額が確認できれば結構です。また、他の補助金では三者以上の見積り合わせ等が求められておりますが、本補助金においては、見積り合わせは必要ありません。
12	(1) 感染症対策のためのマスク購入支援事業	補助対象経費の範囲について	大阪府より配布の布マスク等を生徒児童に送付する際の送料は補助対象となりますか	学校法人で購入したマスクや、国が一括で買い上げて、4月以降に配布された布製マスクの配布等のいずれについても、各生徒の家庭への送料は補助対象外です。
13	共通	事業計画書について	様式1に日付を入力したところ、数値に変換される。どのように入力すればいいか	「令和2年 7月 ○日」のように空白をいれるか、文等に「」を入力して文字列入力を行ってください。

学校保健特別対策事業費補助金（マスク、修学旅行）に係るQ&A_令和2年6月26日現在.xlsx

設問番号	種類	質問概要	質問詳細	回答
14	(1) 感染症対策のためのマスク購入支援事業	経費の按分について	中高併設している場合、別々の実施計画書を提出すると思いますが、まとめて購入している場合、「取組に要する経費」は経費の計上金額を記入すればいいですか？また見込みでいいとのことですが、そうした場合は中高で人数等で案配してもいいですか？	今回提出が必要な計画調書の作成にあたっては、記載する「数量」や「単価」は見込み額で構わないとされています。また中高併設などの場合、学校単位で作成（中学校、高等学校ごとに作成）が必要となります。この場合において、法人本部が一括購入したときは、生徒人数など合理的な按分方法が求められます。
15	(1) 感染症対策のためのマスク購入支援事業	衛生物品購入実績報告金額入力	中高まとめて購入しているが申請書記入時に生徒数按分で入力できるようにしてほしいですか。	国Q&Aにおいて、「学校設置者が管下の学校分を購入する場合も対象となる」とされています。このように法人部門で一括購入した場合、校種ごとに申請書等を作成するにあたっては、生徒数で按分する等、適宜分けていただければ結構です。
16	(1) 感染症対策のためのマスク購入支援事業	記入例) サージマスク	記入例でサージマスクと書いてありますが、一般的な不織布の“使い捨てマスク”でも可の認識でよろしいでしょうか。	実施要領においては、マスクの具体例として「紙製マスク」と記載されており、いわゆる不織布マスクも対象と考えます。
17	(1) 感染症対策のためのマスク購入支援事業	Q & A で（対象外となる）体温測定機器とは 記入例）では体温測定器とある	大型の設置タイプは不可、ハンドタイプの体温測定器は非接触型体温計で対象品ですね。	ご質問のとおり、本事業では備品や設置が必要なものは補助対象外となっています。よって、サーモグラフィなどの体温測定機器は対象外であり、非接触型体温計・デジタル体温計は補助対象となっています。
18	(1) 感染症対策のためのマスク購入支援事業	今年度既に購入済のマスクについても対象となりますか？	今年度既に購入済のマスクについても対象となりますか？	学校設置者が学校再開等のために令和2年4月1日から令和3年3月31日までの期間に購入した保健衛生用品等が本事業の補助対象となります。よって、令和2年度において既に購入したマスクに係る経費についても補助対象となります。
19	(1) 感染症対策のためのマスク購入支援事業	業者との取引エビデンスで必要なのは何かですか？	例：①見積書、②請求書、③領収書 他	支出状況が分かる書類としては、通常の補助金と同様に請求書・納品書・領収書が備えられていることを想定しております。なお、原則は各明細まで確認できるものが必要ですが、総額の領収書しか発行されない等やむを得ない場合にはその総額が確認できれば結構です。
20	(1) 感染症対策のためのマスク購入支援事業	対象経費の費目について	「消耗品費等」とされていますが、勘定科目を「保健衛生費」として処理する場合も対象経費として認められますか。	実施要領において、対象経費の費目が「消耗品費等」とされていますが、各学校法人における適切な会計処理に基づき、結果として勘定科目が「保健衛生費」などの科目名称であったとしても、補助対象としていただいて問題ありません。
21	(1) 感染症対策のためのマスク購入支援事業	経費の按分について	高校・中学校 共通で購入しているものを按分する際、数量を按分するかたちでよいですか 【例：数量「1」単価1,000円 高：中=7:3の場合】 表示上：高校数量「1」単価1,000円 金額700円 中学数量「0」単価1,000円 金額300円 ※小数点以下の入力となるため、購入数が「1」の場合、表示上、数量が「0」となる場合や、単価より金額が下回る場合があるがこの方法での按分で問題ないか	国Q&Aにおいて、「学校設置者が管下の学校分を購入する場合も対象となる」とされています。このように法人部門で一括購入した場合、校種ごとに申請書等を作成するにあたっては、生徒数で按分する等、適宜分けていただければ結構です。なお、計画調書の記載方法としては、数量を「1」として、単価を「按分後の額」にするなどの対応をいただければと考えます。 【例：数量「1」単価1,000円 高：中=7：3の場合】 表示上：高校数量「1」単価700円 中学数量「1」単価300円
22	(1) 感染症対策のためのマスク購入支援事業	手作りシールド材料費について	英語の授業ではマスクは使用できない対面でのペアワークとなるため、飛沫対策で手作りした材料費について、申請の対象となりますか？	感染対策の目的で使用するものであれば補助対象としていただいて問題ありません。
23	(1) 感染症対策のためのマスク購入支援事業	対象学校種について	第一号認定こどもが在籍するこども園は対象としてよろしいでしょうか。	本事業においては、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校が対象学校種とされており、認定こども園は補助対象外です。なお、府内の認定こども園を含めた幼稚園等に対して、同様の補助金事業があるか否かについては、当該幼稚園振興グループへ個別にお問い合わせください。
24	(1) 感染症対策のためのマスク購入支援事業	対象経費について	中高一貫で両方に係る消耗品等をまとめて購入した場合、事業実施計画書にはどのように記入したら良いでしょうか。 ①生徒数により経費按分し、学校それぞれの経費として提出。 ②中高の生徒数も合算し、中高の対象経費としてまとめて提出。 ①の場合、事業実施計画書のシート様式が数量×単価の合計金額が抽出されるように保護されているので生徒数での按分額を入力することが出来ません。	今回提出が必要な計画調書の作成にあたっては、中高併設などの場合、学校単位で作成（中学校、高等学校ごとに作成）が必要となる。この場合において、法人本部が一括購入したときは、生徒人数など合理的な按分方法が求められます。なお、計画調書の記載方法としては、数量を「1」として、単価を「按分後の額」にするなどの対応をいただければと考えます。 【例：数量「1」単価1,000円 高：中=7：3の場合】 表示上：高校数量「1」単価700円 中学数量「1」単価300円

学校保健特別対策事業費補助金（マスク、修学旅行）に係るQ&A_令和2年6月26日現在.xlsx

設問番号	種類	質問概要	質問詳細	回答
25	(1) 感染症対策のためのマスク購入支援事業	対象品目	消毒用アルコールを入れる空のスプレーボトルは対象品目となりますか？	消毒液を詰めるためのボトル等を購入した場合についても、感染症対策の目的で使用するのであれば補助対象としていただいて問題ありません。
26	(1) 感染症対策のためのマスク購入支援事業	対象品目について	対面授業となる情報教室に設置した飛沫防止用アクリル板は対象になりますか。（固定はしていません）	補助対象としていただいて問題ありません。
27	(1) 感染症対策のためのマスク購入支援事業	対象品目について	職員室や事務室の窓口に設置した飛沫防止用アクリル板は対象になりますか。（固定はしていません）	補助対象としていただいて問題ありません。
28	(1) 感染症対策のためのマスク購入支援事業	経費の按分について	中学と高校のために購入した物品の数量の分け方は、生徒数による按分でよろしいでしょうか。	国Q&Aにおいて、「学校設置者が管下の学校分を購入する場合も対象となる」とされています。このように法人部門で一括購入した場合、校種ごとに申請書等を作成するにあたっては、生徒数で按分する等、適宜分けていただければ結構です。
29	(1) 感染症対策のためのマスク購入支援事業	購入物が対象品目の範囲内か否かについて。	使用済みペーパータオルからウイルス等が飛散しないことを目的として購入した、蓋付ゴミ箱を購入した経費は補助対象経費として計上してもよいか。	感染症対策の目的で使用するのであれば補助対象としていただいて問題ありません。
30	(1) 感染症対策のためのマスク購入支援事業	購入物が対象品目の範囲内か否かについて。	一般的なマスクより高価な付加価値の付いたマスク（冷感夏用マスク）を購入した経費は、そのまま補助対象経費として計上してもよいか。	これからの夏季に向け、熱中症対策を念頭に、「冷感夏用マスク」などの高価な付加価値の付いたマスクを購入した場合についても、感染症対策の目的で使用するのであれば、補助対象としていただいて問題ありません。
31	(1) 感染症対策のためのマスク購入支援事業	補助経費として計上する金額について。	法人として一括で物品を購入し、各校に配分している。各校ごとの領収書がないため、購入時の金額から概算で購入額を算出して経費としてよいか。	国Q&Aにおいて、「学校設置者が管下の学校分を購入する場合も対象となる」とされています。このように法人部門で一括購入した場合、校種ごとに申請書等を作成するにあたっては、生徒数で按分する等、適宜分けていただければ結構です。
32	(1) 感染症対策のためのマスク購入支援事業	事業実施計画書の作成方法について。	小学校・中学校・高等学校の3校でまとめて物品を購入した場合、3校分を事業実施計画書1枚に集約して書類を作成してもよいか。	今回提出が必要な計画調書の作成にあたっては、中高併設などの場合、学校単位で作成（中学校、高等学校ごとに作成）が必要となる。この場合において、法人本部が一括購入したときは、生徒人数など合理的な按分方法が求められます。
33	(1) 感染症対策のためのマスク購入支援事業	購入物が対象品目の範囲内か否かについて。	ヒロクリーンセットを購入した経費は補助対象経費として計上してもよいか。 https://www.ishiikasei.co.jp/products/judo-tatami/products/1778	感染症対策の目的で使用するのであれば補助対象としていただいて問題ありません。
34	(1) 感染症対策のためのマスク購入支援事業	購入物が対象品目の範囲内か否かについて。	ダスターを購入した経費は補助対象経費として計上してもよいか。 https://www.teramoto.co.jp/products/3762/	感染症対策の目的で使用するのであれば補助対象としていただいて問題ありません。
35	(1) 感染症対策のためのマスク購入支援事業	飛沫防止アクリル板は補助対象になりますか。	食堂や事務室窓口に設定した、飛沫防止アクリル板は補助対象になりますか。	補助対象としていただいて問題ありません。
36	(1) 感染症対策のためのマスク購入支援事業	補助金対象になる消毒用アルコールについて	エタノール濃度が70～83vol%の範囲内のものが有効とされていますが、現在入手困難な状況です。よって、代替品として58Vol%と低濃度ですが、他の有効成分を配合したアルコール製剤の購入を検討しています。補助金の対象となるかご教示ください（製品名：セッツ株式会社・ユーピコールノロV）。	感染症対策の目的で使用するのであれば補助対象としていただいて問題ありません。
37	(1) 感染症対策のためのマスク購入支援事業	領収書の必要性	業者発行の請求書で銀行振込により支払をしていますが、証憑書類として、領収書も必要でしょうか。	支出状況が分かる書類としては、通常の補助金と同様に請求書・納品書・領収書が備えられていることを想定しております。なお、原則は各明細まで確認できるものが必要ですが、総額の領収書しか発行されない等やむを得ない場合にはその総額が確認できれば結構です。ただし、銀行振り込み票によって、当該支出の状況が分かるのであれば代替書類としていただいても構いません。
38	(1) 感染症対策のためのマスク購入支援事業	請求書（領収書）の分別	他の商品と一括購入した場合、請求書と領収書を分ける必要性がありますか。マスク等の品名がわかればよいのでしょうか。	他の商品と一括購入したときに、その一部が補助対象物品である場合、請求書や領収書の明細において補助対象物品が確認できる記載方法であるならば、請求書及び領収書自体を分けて発行していただくなくても構いません。